

令和8年度瀬戸内市障害者就労施設等からの物品等の調達推進に関する方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため定めるものである。

2 対象範囲

この方針の対象範囲は、瀬戸内市の全組織とする。

3 対象となる施設及び物品等

- （1）この方針における対象施設等は、所在地又は住所が市内にある障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等とする。
- （2）対象となる物品等は、対象施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）とする。

4 調達推進の取り組み

- （1）市は、障害者就労施設等からの調達を検討する際、福祉課の提供する『受注可能な物品及びサービスの一覧表』を積極的に活用する。
- （2）市は、物品等の発注にあたり、障害者就労施設等から物品等の調達をしやすいように配慮した仕様並びに納期の設定に努める。
- （3）市は、瀬戸内市契約規則（平成16年規則第50号）を遵守し、予算の適正な執行に配慮するとともに、可能な範囲で随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号及び第3号又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第1号及び第3号）方式を活用し、障害者就労施設等の負担を軽減する。

5 調達目標

前年度に障害者就労施設等から調達した実績を上回ることを目標とする。

6 調達実績の公表

本年度に調達する物品等の実績については、翌年度の4月中に取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

7 方針に関する窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉部福祉課とする。